

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の補てん金の交付申請について

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティーネットであり、米、麦及び大豆の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

令和5年（2023年）8月31日までに収入減少影響緩和交付金の積立金の積立てを行った農業者は、交付申請書とともに証明書類を、地域農業再生協議会（活性化協議会）に提出してください。（農協等と事務委託をした農業者は、農協等を通じて申請することができます）

申請時期

令和6年4月1日～4月30日まで

申請書類

- ・収入減少影響緩和交付金の交付申請書（様式第10-1-①又は③号）

【米の生産実績数量の証明書類】

<農産物検査で等級格付けされた場合>

- ・主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
- ・農産物検査結果通知書（3等以上）

<農産物検査で機械鑑定した場合>

- ・主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
- ・農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下）

<農産物検査を受検しない場合>

- ・主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
- ・1.70mm以上のふるい目幅で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
- ・水分含有率16.0%以下（醸造用玄米は15.5%以下）の米穀を販売したことが確認できる書類
- ・産地、産年が確認できる書類

※ 米について、生産した翌年の3月31日までに、農産物検査で3等以上に格付けされた米穀、又は当該等級に相当すると認められた米穀で、主食用米として出荷・販売した数量（販売契約を締結し販売の対象とした数量を含む）が交付対象数量となります。

※ 麦、大豆は、畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

申請書類の記入・提出にあたってのお願い

- 申請に当たっては、生産実績数量を証明する書類等をよく確認した上で、申請書に生産実績数量を間違いなく記入し、提出してください。
- 交付申請書の内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい場所に記載してください。
- 記入する際は、ボールペンなどで、ていねいに記入してください。特に、金額や生産量などの数字は、はっきりと記入してください。
- 事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていることが判明した場合、交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、または交付申請中の交付金を交付しない場合があります。

「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10-1-③号)の記載例等

農林水産大臣 殿

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

令和 6 年 4 月 15 日

申請者 住所 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
氏名 農林 太郎

対策加入者管理コード A 1 7 1 2 3 4 5 6 7

5 年産

- ・年産、提出年月日、申請者の住所、氏名を記入してください。
- ・組織の場合は、組織の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ・「経営所得安定対策登録通知書」に記載されたコード(Aで始まる10桁のコード)を記入してください。

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
〇〇地域	J A 〇〇	20,000 kg	22,000 kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 (下記から選択してください)	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
	①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他		
〇〇地域	②	1,000 kg	900 kg
〇〇地域	③	0 kg	200 kg
〇〇地域	④(醸造所)	100 kg	100 kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
〇〇地域	23,200 kg

2 畑作物(麦、大豆)

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

(注意事項)

- ・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- ・1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

※青枠

- ・積立申出時に「出荷・販売契約数量等報告書」(様式第10-11号)で報告した内容を記入してください。(「地域等区分」については、3ページをご覧下さい。)

※赤枠

- ・出荷・販売先ごとに、生産実績数量(農産物検査3等以上に格付けされたもの、又は当該等級に相当すると認められたもので、主食用として販売された数量)を記入してください。
- ・1の(1)のJA等の集出荷業者へ出荷・販売する米は、原則、積立申出時(6月末)の契約数量が上限となります。
- ・ただし、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、そのことが書面で確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。
- ・1の(2)の実需者へ直接販売する米は、計画数量の水準にかかわらず、実需者と結びついているとみなし、実際に販売した数量が対象となります。
- ・1の(2)の販売先区分①から④ごとに積み上げた生産実績数量に端数がある場合、切り捨てのうえ、記入してください。

【留意事項】

- ・1の(1)の生産実績数量(契約数量を超過した場合の更新後の契約数量含む)の証明書類は、JA等集出荷業者から「米穀の数量証明書」が提出される場合は、申請者からの提出は不要です。
- ・1の(1)において、積立申出時に、出荷・販売契約がなかったJA等集出荷業者への販売数量は、交付対象になりません。
- ・1の(2)において、積立申出時に、いずれの販売先区分にも販売する計画が全くなかった場合、販売があったとしても交付対象になりません。
- ・なお、積立申出時に、いずれかの販売先区分に計画があり、実際の販売先が当初の販売先から変更となっても交付対象となります。例のように、当初の販売計画数量を超えていても対象です。

【例：当初計画①の1,000kg ⇒ 実際の販売②に500kg、③に700kg】

北陸農政局管内における「米穀」に係る地域等区分

新潟県

地域等区分	市町村名
市町村名	ただし、平成22年3月合併前の旧川口町にお住まいの方は、「長岡市（旧川口町）」と記載願います。

富山県

地域等区分	市町村名
区分なし	全地域

石川県

地域等区分	市町名
加賀地域	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、川北町、野々市市、津幡町、内灘町
能登地域	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

福井県

地域等区分	市町名
嶺北地域	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町
嶺南地域	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

注1) 申請者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合又は農林水産大臣若しくは地方農政局長若しくは都道府県知事から認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。）

注2) 申請者が集落営農（特定農業団体を除きます。）であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

注3) 申請者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。）が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。